平成２４年（フ）第２５６号
山梨県甲府市東下条町174番地６
債務者　池谷　博喜
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２６１号
山梨県甲府市上阿原町446番地306
債務者　守屋　保明
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２７２号
山梨県甲府市武田３丁目４番34号　清山荘102号
債務者　里吉　一枝（旧姓一瀬）
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第７３２号
福岡市南区三宅１丁目22番６号
債務者　水上　伸治
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月14日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１５２号
長野市松代町西条3739番地１　フランＡ201、前住所長野市大字大豆島1052番地８
債務者　中村岳次郎
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字新川2273番地２　奥平アパート202、住民票上の住所沖縄県石垣市浜崎町２丁目６番地10
債務者　吉濱　善助
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月15日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２４年（フ）第６１３号
神戸市灘区篠原北町４丁目12番７号　ラビスタ長峰203号、従前の住所神戸市北区大原３丁目17番地の１　１―1111号
債務者　井ノ上悦司
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６５６号
神戸市垂水区南多聞台８丁目４番221号
債務者　金山博信こと　一条　博信
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２１号
神戸市長田区長尾町１丁目６番29号　長尾ハイツ２ＦＡ
債務者　香川喜代子（旧姓竹中）
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７７８号
神戸市灘区新在家南町３丁目３番15号　メゾンド花木304号室
債務者　濱田　隆弘
1　決定年月日時　平成24年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２０５号
兵庫県宝塚市山本台１丁目14番１号
債務者　佐々木紳吾
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２２２号
兵庫県宝塚市花屋敷松ガ丘６番10号
債務者　田部　陽子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２５０号
兵庫県川西市東畦野３丁目17番22号　102
債務者　長尾　庄二
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第４５５号
兵庫県尼崎市立花町１丁目27番10―206号
債務者　箕輪　和久
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４３号
兵庫県尼崎市田能１丁目３番13号
債務者　大鹿　典子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第４４号
愛媛県大洲市西大洲甲2658番地の２
債務者　別宮　哲夫
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月16日まで
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第４１号
秋田県大仙市高梨字上川原70番地
債務者　新田　有菜
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２４年（フ）第１４号
栃木県真岡市高勢町３丁目131番地１　サンホームⅡ108号
債務者　湯本　茂久
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月19日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部